

重 要

福県医発第 640 号（地）
平成 26 年 5 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 26 年度介護報酬改定後の給付費の請求について

平成 26 年度介護報酬改定につきましては、平成 26 年 4 月 25 日付け福県医発第 265 号（地）「平成 26 年度介護報酬改定（消費税対応）関連通知等の送付について」にてご連絡申し上げたところです。

今般、支払い機関より、「5 月請求分（4 月サービス提供分）について、平成 26 年度介護報酬改定前の旧単位数（低い単位数）のまま請求している医療機関が多数ある（下記（例）参照）」との連絡があった旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

(例)

医師による居宅療養管理指導費 I

(正：新単位数) 503 単位

(誤：旧単位数) 500 単位←この単位数で請求

支払い機関の対応としては、旧単位数（低い単位数）で請求された場合は、返戻せずに旧単位数のまま支払いが行われるとのことであり、介護サービス事業所が新単位数に訂正する場合には、旧単位数で支払いが行われた後にそれを過誤し、新単位数で再請求を行う必要があります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。